

子ども医療費助成制度の国費対応と国民健康保険に係る子育て世帯への負担軽減を図る支援策について

【担当省庁】厚生労働省

市町村における取組

(現状・課題)

1. 子ども医療費助成制度について

子ども医療費助成制度については、少子化対策、子育て支援の観点から、全国すべての市区町村がそれぞれ（下記参考参照）、子育て世代への医療費負担の軽減を図っているところである。

対象者(通院)	未就学児	小学卒業まで	中学卒業まで	高校卒業まで	高校卒業以上
奈良県内市町村	0	0	0	38	1
全国市区町村	12	11	263	1,448	7

奈良県：令和6年8月現在、全国市区町村：令和6年4月現在

また、奈良県では、令和5年度に県内全市町村が高校生世代まで（一部20歳まで）の助成を実施し、さらに、高校生世代までに係る現物給付方式の導入についても奈良県内全市町村が合意し、令和6年8月から実施している。

少子化問題については、特に国を挙げての問題と認識しており、福祉医療助成制度においては、市町村が実施主体となって、一部県の補助金を得て進めているが、今後は、国の制度としての位置付けが必要と考えるところである。

2. 子どもに係る国民健康保険料(税)均等割について

医療保険制度のうち、被用者保険の保険料は、被用者本人の報酬額に応じて保険料が決まるため、子どもの有無・数に影響を受けない。

一方、国民健康保険の保険料(税)は、応能割と応益割で構成され、被用者保険にはない応益割は、世帯に均等に課される平等割と、所得のない子どもも含め被保険者に均等に課される均等割からなるため、子どもが増えると保険料(税)が増加する仕組みになっている。

令和4年度から未就学児を対象に均等割の5割軽減が開始されたが、子育て世代の負担軽減の観点から、さらなる見直しが必要と考える。

国にお願いすること

1. 子ども医療費助成制度の国費対応

子育て世代の負担を軽減し、誰もが安心して子育てを行えるよう、少子化対策として、子ども医療費助成制度の国費対応を要望する。

2. 子どもに係る国民健康保険料(税)均等割の軽減と国費対応

子育て世代の負担軽減を図るため、令和4年度から開始された子どもに係る均等割保険料(税)の軽減支援について、その対象を18歳以下の子どもにまで範囲を拡大するとともに、子どもに係る国民健康保険料(税)均等割の将来的な全廃を含め、軽減割合の拡充を図り、また、その軽減に要する経費については、国費で確実に対応されるよう、制度の拡充を強く要望する。